

吳地方合同庁舎

概要書

平成28年度				事後評価	
事業名（箇所名）	呉地方合同庁舎	担当課	営繕部技術・評価課	事業主体	国土交通省 中国地方整備局
		担当課長名	岡林 晃二		
実施箇所	広島県呉市中央3-9-15				
該当基準	事業完了後2年間が経過した事業				
事業諸元	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地: 3,176 m² ・構造: 鉄筋コンクリート造、地上7階地下1階 ・規模: 7,494 m² 				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 25 年度	
総事業費（億円）	29				
目的・必要性	<p><解決すべき課題・背景> 呉市内5官署において、昭和33年建築の呉税務署をはじめ経年による老朽化が進んでいることに加え、耐震性能が不足している官署があり、利用者にも不便を強いる状況となっている。 このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、行政サービスの向上、耐震安全性の確保及び国有財産の有効活用のため合同庁舎として整備するものである。</p> <p><政策体系上の位置付け> ・政策目標: 官庁施設の利便性、安全性等の向上 ・施策目標: 環境配慮型官庁施設としての整備、ユニバーサルデザインの採用、地震防災機能の確保</p>				
社会経済情勢等の変化	本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会的経済情勢の変化は特にないと考えられる。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされ、また庁舎が適切に活用されていることから、事業採択時点から特段の要因の変化はないと考えられる。				
事業の効果の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。 ・地域性、環境安全性及びユニバーサルデザインについては特に充実した取組がなされており、景観性、木材利用推進、防災性及び耐用・保全性についても充実した取組がなされていることから、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。				
事業実施による環境の変化	変化は特になし。なお、環境負荷低減の取組はCASBEE評価等の結果から、機能していると考えられる。				
（対応案方）針	今後の事後評価の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、現時点で再度の事後評価の必要性はないと考えられる。			
	改善措置の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、現地点での改善措置の必要性はない。なお、今後も保全指導の面から施設管理者へのフォローアップに努める。			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点で見直しの必要性はない。				
その他					

呉地方合同庁舎建設事業 (事後評価の報告)

平成28年11月14日
中国地方整備局営繕部

目次

呉地方合同庁舎建設事業(事後評価の報告)

1. 営繕事業の事後評価の考え方
2. 事業の目的・概要
3. 事業目的の達成状況
4. まとめ

1. 営繕事業の事後評価の考え方

(1) 営繕の事後評価の対象事業

- ・国土交通省所管予算の官庁営繕事業の5,000万円をこえる新築工事を対象
- ・評価年度 事業完了2年経過後

(2) 営繕事業における事後評価の視点

- ・事後評価は、以下3つの視点で評価している。(視点毎に評価)

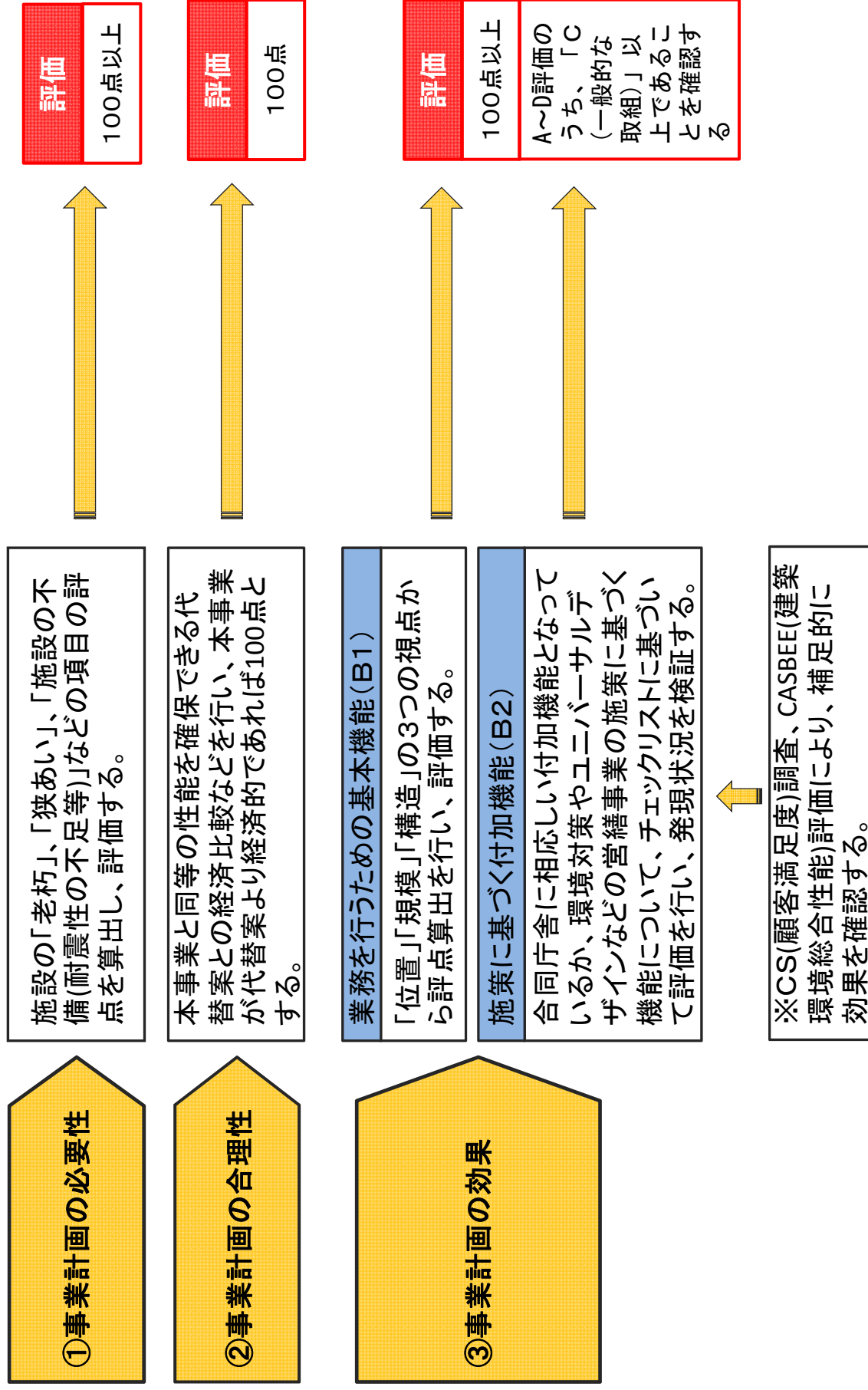
①事業計画の必要性

②事業計画の合理性

③事業計画の効果

- ・営繕事業の国民への便益は、完成施設で提供される行政サービスと一体となって発揮されるという特性があり、費用便益分析(B/C)がなじまないことから事業計画の合理性は本事業と代替案との経済比較等により評価している。

1. 営繕事業の事後評価の考え方



2. 事業の目的・概要

[呉地方合同庁舎]

(1) 事業の目的

行政サービスの向上

- 老朽、耐震性能の不足の解消により施設利用者の利便性、業務効率の向上を図る。
- ユニバーサルデザインを取入れたバリアフリー庁舎として整備をする。

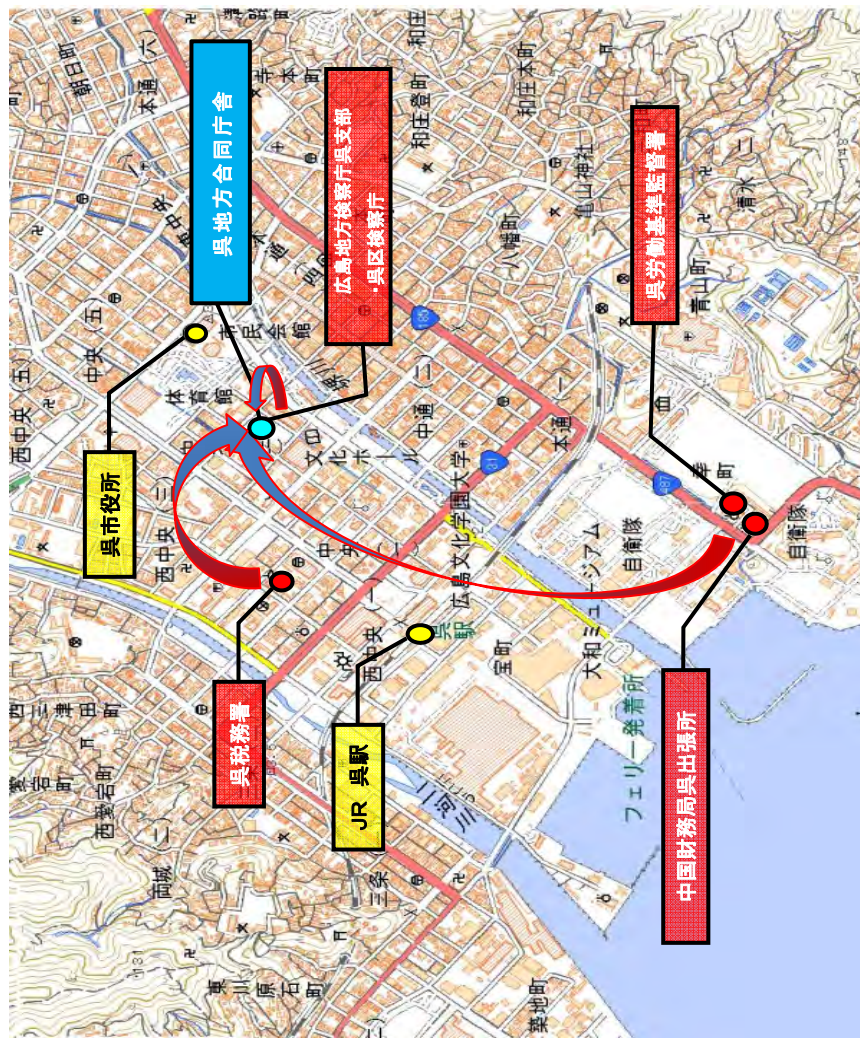
耐震安全性の確保

- 大規模地震時の施設利用者の安全を確保しつつ、災害時の防災拠点としての機能を確保する。

国有財産の有効活用

- 呉市内に分散している官署を集約・立体化することで国有財産の有効活用を図る。

集約立体化の状況



2. 事業の目的・概要

[呉地方合同庁舎]

(2) 事業の概要


- 建設場所 : 広島県呉市中央3-9-15
- 敷地面積 : 3, 176㎡
- 構造規模 : 鉄筋コンクリート造、地上7階、地下1階
- 延床面積 : 7, 494㎡
- 工事期間 : 平成23年2月～平成25年7月
- 総事業費 : 約29億円
- 入居官署 :
 - 広島法務局呉支局
 - 広島地方検察庁呉支部・呉区検察庁
 - 中国財務局呉出張所
 - 呉税務署
 - 呉労働基準監督署



2. 事業の目的・概要

[呉地方合同庁舎]

(3) 入居官署の旧庁舎概要

	
<p>呉法務総合庁舎 [広島法務局呉支局 広島地方検察庁呉支部 ・呉区検察庁] (昭和53年度完成)</p>	<p>中国財務局呉出張所 (昭和43年度完成)</p>
<p>事業計画の必要性</p>	<p>事業計画の必要性</p>
<p>老朽、施設の不備(耐震性能の不足)</p>	<p>老朽</p>
	
<p>呉税務署 (昭和33年度完成)</p>	<p>呉労働基準監督署 (昭和43年度完成)</p>
<p>事業計画の必要性</p>	<p>事業計画の必要性</p>
<p>老朽、施設の不備(耐震性能の不足)</p>	<p>老朽</p>

3. 事業目的の達成状況

[呉地方合同庁舎]

①「事業計画の必要性」に関する評価【1/2】

事業計画の必要性に関する評価指標
: 本事業における該当項目
呉税務署 (50%)

計画理由	内容・評点	100	90	80	70	60	50	40
老朽	施設の老朽(現存率)	50%以下	60%以下	70%以下	80%以下			
	構造耐力の著しい低下 <small>経年・被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの</small>		呉法務支局(60%) 呉検察庁(60%) 呉財務出張所(60%)					
狭あい	庁舎面積(面積率)	0.5以下	0.5以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの	
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの	
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの
地域連携	都市計画の進捗	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等が施行中で早く立ち退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済み)			区画整理等が計画決定済であるもの
立地条件の不良	地域性上の不適			都市計画的に早で、地域性上著しい障害があるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が著しく高いもの		都市計画的に早で、地域性上著しい障害があるもの又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼の可能性が高いもの		都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの、又は防火地域若しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの
	位置の不良			位置が不適当で業務上非常に支障を来しているもの又は公衆に非難を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの
施設の不備	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの
	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの
衛生条件の不良	採光、換気不良		法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準よりはるかに低いもの			法令による基準以下であるもの
法令等	法令等に基づく整備	法令、関係決定等に基づき整備が必要なもの						
評点	最も評点の高い計画理由を主理由、その他の計画理由を従理由とし、次の計算式により算定 『評点=(主理由の評点+(従理由の評点)×0.1+(加算点※)』 → 事業計画の必要性がある(100点以上)ことを確認 ※合同庁舎の場合10点、特定国有財産整備計画に基づく計画の場合10点をそれぞれ加算する	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 耐震性能の不足により支障のある官署 呉法務支局 呉検察庁 呉税務署 </div>						

注記) 現存率とは、建物の老朽度を示す指標。建物の新築時を100として建物を構成する個々の部分の老朽、劣化の進行に応じて値が小さくなる。

3. 事業目的の達成状況

[呉地方合同庁舎]

①「事業計画の必要性」に関する評価【2/2】

計画理由	評 点	評点の根拠
老朽	92.2	Σ (施設の現存率に対する評点 \times ($\frac{\text{施設面積}}{\text{全施設面積}}$)) 呉法務17.46 + 呉検察19.50 + 呉財務8.86 + 呉税務35.80 + 呉労基10.62 = 92.24 → 92.2 [全官署共、老朽を主要素として評価]
狭あい	—	
借用返還	—	
分散	—	
都市計画の関係	—	
立地条件の不良	—	
施設の不備(耐震性の不足)	4.6	全官署共、主要素は老朽だったため、施設の不備は従要素として評点 \times 0.1 で評価 Σ (施設の不備に対する評点 \times ($\frac{\text{施設面積}}{\text{全施設面積}}$)) (呉法務支局11.63 \times 0.1 + 呉検察庁13.00 \times 0.1 + 呉税務署21.47 \times 0.1) = 4.61 → 4.6
衛生条件の不良	—	
法令等	—	
(加算要素)	合同庁舎計画	国有財産の有効活用により加算
	特定国有財産整備計画	//
合計	116	100点以上の確認 【評点合計116.8 = 116 (端数調整)】

注) 計画理由が2以上の場合は、主要素の評点に従要素の評点に10%を掛けた点数を加えた点数を事業計画の必要性に関する評点とする。

「事業計画の必要性」を確認

3. 事業目的の達成状況

[呉地方合同庁舎]

②「事業計画の合理性」に関する評価

本事業と代替案のコスト比較

- 分析期間：庁舎建設期間及び維持管理期間50年間
- 社会的割引率(4%)を用いて現在価値を行い費用を算定
- 採用した代替案：呉税務署は建替(築後50年経過のため)、それ以外の4官署は増築+改修
- 土地の占用に係る機会費用：土地が建物によって占用されることによって失われる、仮にその土地を運用(賃貸等)していたら得られたであろう利益(地代等)のこと。

I 本事業の総費用(千円)		合計(千円)
1. 施設整備費 (建設費、企画設計費、解体費)	3,440,267	5,665,410
2. 維持修繕費 (修繕費、保全費、光熱水費)	2,123,868	
3. 土地の占用に係る機会費用 (土地保有に係るコスト)	419,232	
4. 法人税等 (1. 2. に法人税が含まれるため引いています)	-317,957	
II 代替案の総費用(千円)		合計(千円)
1. 施設整備費 (建替費・増築費・改修費、企画設計費、解体費)	3,759,464	7,316,493
2. 維持修繕費 (修繕費、保全費、光熱水費)	2,851,404	
3. 土地の占用に係る機会費用 (土地保有に係るコスト)	1,112,264	
4. 法人税等 (1. 2. に法人税が含まれるため引いています)	-406,639	
【差額】II - I (千円)		1,651,083

本事業が代替案より経済的(安価)であれば100点を付与する

評点：100点を確認する

「事業計画の合理性」を確認

3. 事業目的の達成状況

[呉地方合同庁舎]

③-1「事業計画の効果・基本機能(B1)」に関する評価【1/2】

：本事業における該当項目

事業計画の効果・基本機能(B1)の発現状況を評価する指標

分類	項目	係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位 置	用地の取得・借用		(新規取得か否かを問わず)固有地に建設されている。	必要な期間の用地の利用(借用を含む)が担保されている。			用地の取得上、借用上の問題は解消される見込みがある。	用地の取得上、借用上の問題があり、その問題が解消される見込みがない。
	災害防止・環境保全		自然的条件からみて災害防止・環境保全上好ましい状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がある。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上重大な支障がある。
	アクセスの確保		施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障はない。	施設へのアクセスに軽微な支障がある。			施設へのアクセスに重大な支障がある。
規 模	都市計画その他の土地に関する計画との整合			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、整合する見込みがない。
	敷地形状等			敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。		敷地の一部が有効に利用できない。	敷地への安全・円滑な出入りに軽微な問題がある。	敷地の有効利用または敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
	建築物の規模			業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構 造	敷地の規模			建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足など)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)			執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されていない。		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されていない。

3. 事業目的の達成状況

[呉地方合同庁舎]

③-1「事業計画の効果・基本機能(B1)」に関する評価【2/2】

分類	評価項目	該当評価
位	用地取得の見込(状況)	1.1 国有地に建設がされている。
	災害防止・環境保全	1.0 自然的条件からみて災害防止・環境保全防止上支障がない。
	アクセスの確保	1.1 施設へのアクセスは良好である。
置	都市計画その他土地利用計画に関する計画との整合性	1.0 都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。
	敷地形状等	1.0 敷地が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。
規模	建築物の規模	1.0 業務内容等に応じ、適切な規模となっている。
	敷地の規模	1.0 建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。
構造	機能性	1.0 執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。
	評点	121 100点以上の確認。 (1.1×1.0×1.1×1.0×1.0×1.0×1.0)×100=121

注) 各評価項目の係数を全て掛け合わせて、100を乗じた数値が100点以上であることを確認する。

「事業計画の効果・基本機能(B1)」の発現状況を確認

3. 事業目的の達成状況

[呉地方合同庁舎]

③-2「事業計画の効果・付加機能(B2)」に関する評価【1/8】

：本事業の該当項目(以下同じ)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
	景観性	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。
		B	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。
		C	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷の低減化が行われている。
		D	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされていないなど、一般的な環境負荷の低減化が行われていない。
	木材利用推進	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
	防災性	A	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。
		B	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。
		C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。
		D	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされていないなど、防災に関する一般的な取組が行われていない。
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。

注)「C」の一般的な取組以上の評価となっていることを確認する。

3. 事業目的の達成状況

[呉地方合同庁舎]

③-2「事業計画の効果・付加機能(B2)」に関する評価【2/8】

注)赤字(下線)・・・本事業で採用している取組内容。

分類	評価項目	評価	取組内容
社会性	地域性	A 右の2つ以上取組	<p>a. <u>地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携</u>(シビックコア、合築、<u>地域防災へ貢献する取組</u>、施設・駐車場の共用、敷地の一体利用など)、b. <u>既存建造物(歴史的建築物)の有効利用</u>、c. <u>跡地の有効活用</u>(地方公共団体による活用など)、<u>d. 地域性のある材料の採用</u>、<u>e. 地域住民との連携</u>(ワークショップ、懇談会など)、f. オープンスペースの設置</p>
		B 右の1つ取組	
		C 法令・基準通り	
		D 一般的な取組がなされていない	

a. 津波避難ビル指定を受け、呉市の防災計画へ貢献



d. 呉の街に馴染みのあるレンガ調タイルを外壁に採用



e. ユニバーサルデザインへの取組の充実を図るため、地元自治会や呉市障害者団体との意見交換会



意見交換後、実寸模型で使い勝手をイメージ

完成直前に、出来映えをチェック!

3. 事業目的の達成状況

[呉地方合同庁舎]

③-2「事業計画の効果・付加機能(B2)」に関する評価【3/8】

注)赤文字(下線)・・・本事業で採用している取組内容。

分類	評価項目	評価	取組内容
D 社会性	景観性	A 右の2つ以上取組	a.歴史・文化及び風土への配慮、b.歴史的まちなみの保存・再生、c.周辺の自然環境への配慮、 d.周辺の都市環境への配慮 、e.跡地の有効活用(景観形成、文化財保護など)
		B 右の1つ取組	
		C 法令・基準通り	
		D 一般的な取組がなされていない	

d. 近隣の住民から親しまれていた桜並木を保存することにより、周辺の都市環境への配慮



保存された
桜並木

d. 駐車場の壁面を緑化し、周辺環境へ配慮



3. 事業目的の達成状況

[呉地方合同庁舎]

③-2「事業計画の効果・付加機能(B2)」に関する評価【4/8】

注)赤字(下線)・・・本事業で採用している取組内容。

分類	評価項目	評価	取組内容
環境保全性	環境保全性	A 右の4つ以上取組	<p>a. <u>特別な省エネ機器の導入</u> (水蓄熱、<u>照明制御</u>、アモルファス変圧器など)、b. 蓄電池、c. 緑化のための特別な対策 (屋上緑化など)、<u>d. 自然エネルギー利用のための特別な対策</u> (太陽光発電、風力発電など)、<u>e. 水資源の有効活用のための特別な対策</u> (雨水利用設備など)、f. 外断熱、<u>g. 高性能ガラス</u></p> <p><u>省エネ型器具などの導入</u>がされている。(Hf照明、<u>高効率変圧器</u>、<u>工コケープル</u>、<u>ノンフロン機器</u>、<u>高効率熱源</u>、<u>VAV</u>、<u>VWV</u>、<u>節水設備</u>など)</p>
		B 右の2つ取組	
		C 省エネ器具等の導入	
		D 一般的な環境負荷の低減化が行われていない	

<p>a. 照明制御(調光)の導入</p>	<p>d. 太陽光発電による自然エネルギーの活用</p>	<p>e. 雨水利用設備の導入 (トイレの洗浄水及び植栽の水やりに利用)</p>	<p>g. 高性能ガラスの導入(夏は強い日差しをカット。冬は暖かい熱を外に逃がさない)</p>
 <p>調光センサー</p>	 <p>太陽光パネル</p>	 <p>雨水ポンプ</p> <p style="margin-left: 20px;">灌水装置</p>	 <p>南面複層ガラス(Low-E)</p>

庁舎 各室

3. 事業目的の達成状況

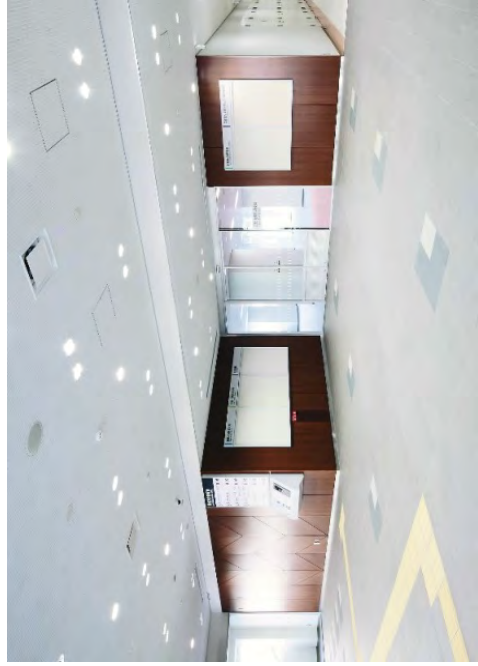
[呉地方合同庁舎]

③-2「事業計画の効果・付加機能(B2)」に関する評価【5/8】

注)赤字(下線)・・・本事業で採用している取組内容。

分類	評価項目	評価値	取組内容
環境保全性	木材利用推進	A 右の2つ以上取組	a.木造化、 <u>b.内装等の木質化</u> 、c.木質バイオマスを燃料とする機器の設置
		B 右の1つ取組	
		C 法令・基準通り	
		D 一般的な取組がなされていない	

b. 壁に木質合板を使用



庁舎 1階エントランスホール

b. 手すりに木材を使用



庁舎 階段室

3. 事業目的の達成状況

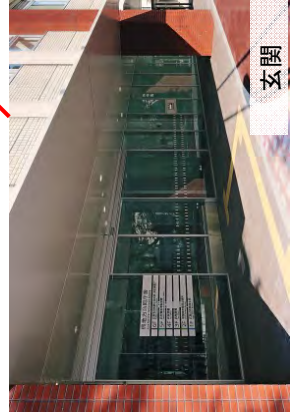
[呉地方合同庁舎]

③-2「事業計画の効果・付加機能(B2)」に関する評価【6/8】

注)赤字(下線)・・・本事業で採用している取組内容。

分類	評価項目	評価	取組内容
機能性	ユニバーサルデザイン	A 特に充実した取組	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。
		B 充実した取組	建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。
		C 一般的な取組	建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。
		D 一般的な取組がなされていない	

実施した取組	自動ドア	身障者用便所	外構
特にユニバーサルデザインへの配慮 建築物移動等円滑化誘導基準	玄関 + 3官置 (法務局、税務署、労基署) 玄関1箇所	多機能便所を各階へ設置 (ベビーシート、フィットティングボード) オストメイト対応の 身障者用便所を各階へ設置	誘導ブロックの設置 + ゆとりのある外部空間 誘導ブロックの設置



3. 事業目的の達成状況

[呉地方合同庁舎]

③-2「事業計画の効果・付加機能(B2)」に関する評価【7/8】

注)赤字(下線)・・・本事業で採用している取組内容。

分類	評価項目	評価	取組内容
機能性	防災性	A 右の2つ以上取組	a.火災への特別な対策(ガス消火など)、 b.浸水への特別な対策(防潮堤、止水板など) 、c.強風への特別な対策(ビル風対策など)、d.落雷への特別な対策(高度な雷保護など)
		B 右の1つ取組	
		C 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備等、一般的な取組	
		D 一般的な取組が行われていない	

b. 津波浸水へ対応するための特別な対策



地下駐車場入口、地上レベルでの防潮堤



正面玄関の防潮堤

3. 事業目的の達成状況

[呉地方合同庁舎]

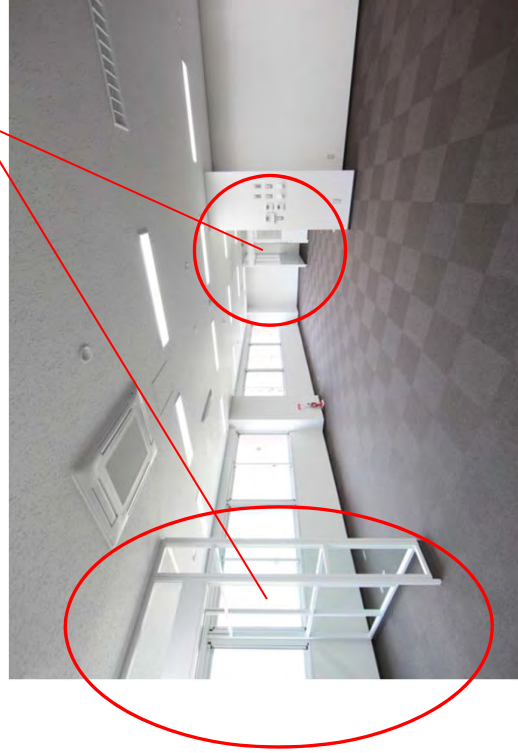
③-2「事業計画の効果・付加機能(B2)」に関する評価【8/8】

注)赤字(下線)・・・本事業で採用している取組内容。

分類	評価項目	評価	取組内容
経済性	耐用・安全性	A 右の2つ以上取組	a.将来の様様替えに配慮した階高の確保、b.将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保、 c.可動間仕切の活用 、d.清掃を容易にするための取組(光触媒等) 一般的な設計上の工夫が行われている。 (設備配管スペースの確保、外壁のタイル仕上、建物配置上の配慮、事務室の無柱化等)
		B 右の1つ取組	
		C 一般的な取組	
		D 一般的な取組がなされていない	

c. 可動間仕切の活用

可動間仕切



3.事業目標の達成状況(参考)

[呉地方合同庁舎]

CS調査(顧客満足度調査)

- ・CS調査は事業実施後の施設利用者へのアンケート調査等を通じて当該施設の満足度を把握し、その結果を当該施設や類似の事業にフィードバックするために実施している。
- ・呉地方合同庁舎は、概ね良好な満足度が確認されている。

アンケート調査の概要 (平成26年12月～27年1月実施)

対象:外部利用者(回収数:115 配布数400 回収率28.8%)
調査内容:
A. 施設の全体的な印象
B. 施設の利用しやすさ
C. 施設内の快適さ
D. 利用者への安全・安心への配慮
E. 施設と周囲との関係
F. その他

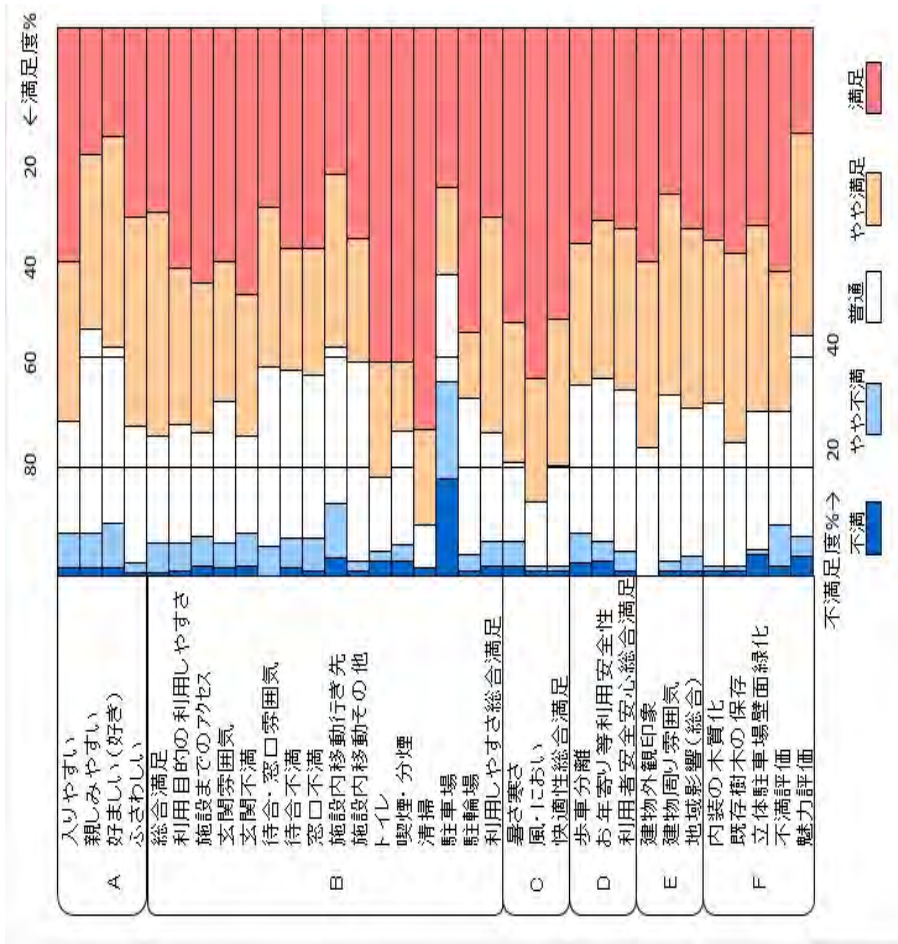
について5段階評価

調査結果の概要

全般的に満足度が高い結果となった。

〈総合結果〉

満足・やや満足 : 75%
不満・やや不満 : 6%



【外部利用者の満足度集計結果】

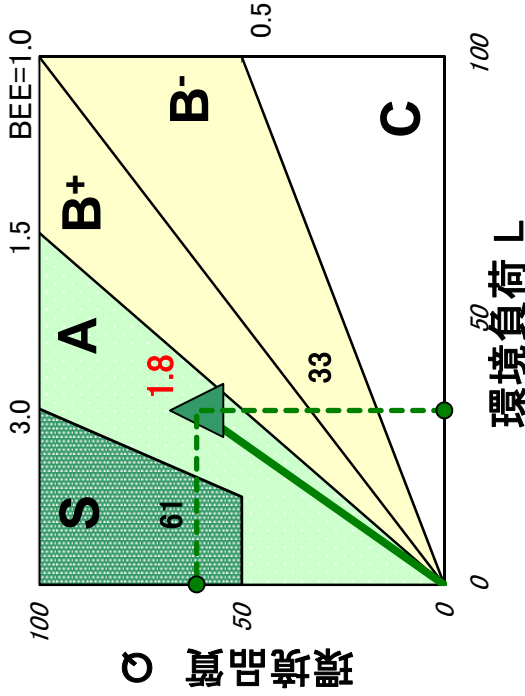
3.事業目標の達成状況(参考)

[呉地方合同庁舎]

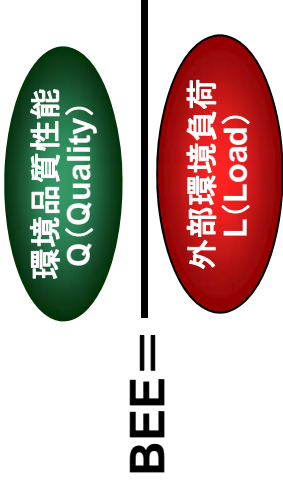
CASBEEの評価(建築環境総合性能評価システム)

- CASBEEは、建築物の環境品質、環境負荷の両側面から評価できるため、指標として採用している。
 - 建築物を環境効率(BEEランク)で格付けする手法である。
- 呉地方合同庁舎は、**BEE=1.8**、**Aランク(大変良い)**となっている。

建築物の環境効率(BEEランク)



※官庁施設の環境保全性能基準に基づき、旧省工ネ基準の努力指針を満たしていることを確認。

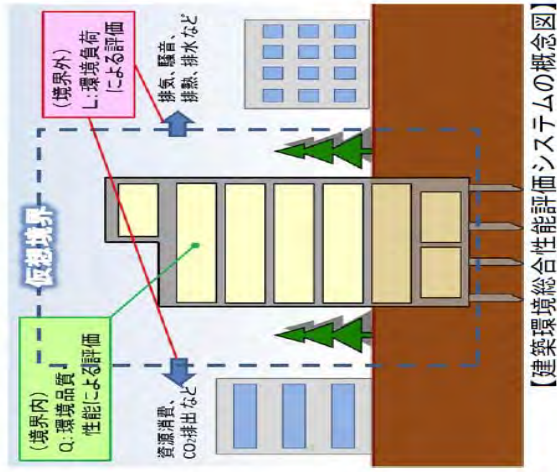


$$BEE = \frac{25 \times (SQ - 1)}{25 \times (5 - SLR)}$$

$$= \frac{25 \times (3.44 - 1)}{25 \times (5 - 3.68)}$$

$$= \frac{61}{33} = 1.8$$

(A: 大変良い)

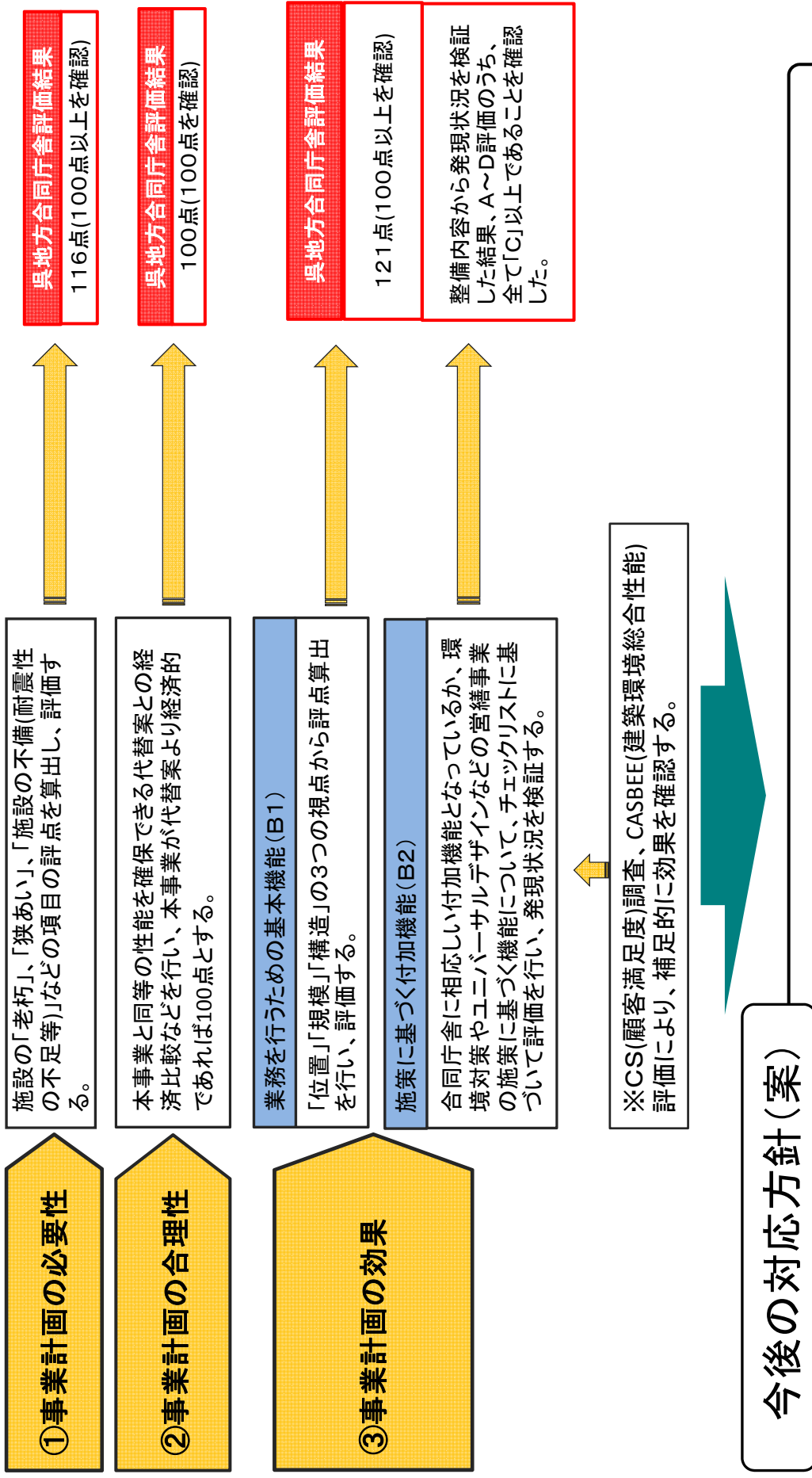


SLR: 仮想境界を越えて建築物から外部に達する環境影響の負の側面(エネルギー、資源・マテリアル、敷地外環境)を評価

SQ: 仮想境界内における建築物利用者の生活アメニティの向上(室内環境、サービス性能、室外環境(敷地内))を評価

4. まとめ

[呉地方合同庁舎]



本事業は、事業目的を果たし、かつ、事業の効果も十分発現していると判断できるため、再度の事後評価及び特段の改善措置の必要性はない。